

飛島曳船荷揚げ業務委託【単価契約】仕様書

1. 目的

本業務は、飛島港から酒田港に運搬された可燃ごみ、不燃ごみ（資源・埋立・ペットボトル）、粗大ごみを酒田地区広域行政組合ごみ処理施設、酒田地区広域行政組合リサイクルセンター及び新林最終処分場に収集運搬することを目的とする。

2. 総括事項

本仕様書は、基本的事項を示すものであり、詳細について明記していないものがあったとしても本業務の遂行上必要とするものは、本仕様書の有無に関わらず、業務受託者の責任において準備しなければならない。

3. 一般事項

- (1) 業務委託名 飛島曳船荷揚げ業務委託【単価契約】
- (2) 履行場所 酒田市内
- (3) 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 参加条件 次の①、②いずれかの条件を満たすこと。
①本市のごみ収集業務を3年以上継続して受託したことがある事業者。
②本市の事業系一般廃棄物収集運搬の許可を取得後5年が経過し、酒田地区広域行政組合のごみ処理施設及びリサイクルセンターへの、過去3年間（令和4～令和6年度）の平均搬入量が、300トン以上あること。
- (5) 契約方法 1日当たりの単価契約とする。
積算に当たって、下記委託内容の①を12日、②を16日とすること。
- (6) 委託内容
飛島港から酒田港へ運搬されるごみの種類によって1日当たりの委託内容は下記の2通りになるため、委託内容ごとに単価を設定すること。
- ① 可燃ごみ、不燃ごみ（資源・埋立・ペットボトル）、粗大ごみ収集運搬時
・可燃ごみ、不燃ごみ（資源・埋立・ペットボトル）、粗大ごみを酒田地区広域行政組合ごみ処理施設、酒田地区広域行政組合リサイクルセンター及び新林最終処分場に搬入する。なお、可燃ごみは、飛島地区において収集されたものとし、トンパックに入れた状態で海上運搬を行う。（定期収集分9回とボランティア等収集分3回）

② 可燃ごみ収集運搬時

・飛島地区において収集し酒田港に運搬された可燃ごみを酒田地区広域行政組合ごみ処理施設に搬入する。なお、当該可燃ごみについては、トンパックに入れた状態で海上運搬を行う。(定期収集分16回)

(7) 収集日

委託者の要請に応じ、受託者と協議のうえ決定する。

(8) 収集時間

午前8時30分から収集・運搬を行い、午後4時30分まで指定された場所に搬入する。

(9) 収集運搬車輛

- ① 収集運搬車輛は、1台以上で、各ごみの積載に合った車輛とし、運搬途中の飛散に留意する。
- ② 燃料及び消耗品は受託者の負担とする。

(10) 作業員

- ① 作業乗務員は、原則として1台につき2人以上確保すること。
- ② 作業員は受託者が確保する。

(11) 安全対策

業務中は労働基準法、労働安全衛生規則等、当該業務委託に関する全ての条項を遵守し、事故等が生じないよう作業を行う。

(12) 連絡

事故発生時等は速やかに委託者に連絡する。

(13) 業務の報告・検査

業務の終了の都度、収集運搬の実績報告書を提出し、委託者が行う検査を受けなければならない。

(14) 委託料の支払い

委託料は、1日の曳船荷揚げ業務終了の都度、受託者から提出される実績報告書に基づき、実績に契約単価を乗じて算出される金額を支払う。受託者は、委託者が行う検査に合格したあとに委託料を請求書できるものとし、委託者は正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。

4. その他

- (1) 委託された業務及びその管理に必要な費用は受託者の負担とする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して実施方法等を定めるものとする。